

令和7年度日政連会長選挙
立候補届出等の要領と選挙運動の注意について
<立候補予定者向け要領>

令和7年5月1日

日本行政書士政治連盟
選挙管理委員会
委員長

A. はじめに

本書は会長選挙に関する立候補の届出等の要領、選挙運動の注意事項について、立候補を予定している会員に諸事項をお知らせするために、作成したものです。

B. 立候補の届出から選挙に至る流れ (概要)

	項目	根拠規定	期日等	提出書類等
1	選挙の告示 立候補届出開始	役員選任規則 13 条 1 項	<u>5 月 30 日 (金)</u> 選挙期日から 17 日 前まで	立候補届出関係書類 ①立候補届 (規則様式 1 号) ・略歴：別紙可 ・所信：800 字以内別紙可 ②10 支部以上の推せん届 (規則様式 1 の 2 号) ※ 1 支部の推せんは 1 候補者に限り、2 候補者以上を推せんした支部の推せんは無効とする。
	立候補届出締切	役員選任規則 13 条 2 項	<u>6 月 2 日 (月)</u> 告示の日から 3 日	
2	立候補辞退届出締切	役員選任規則 16 条	<u>6 月 4 日 (水)</u> 告示日から 5 日以内	立候補辞退届関係書類 ①立候補辞退届 (規則様式 2 号)
3	選挙運動文書届出締切	役員選任規則 33 条 1 項	<u>6 月 4 日 (水)</u> 告示日から 5 日以内	選挙運動文書届関係書類 ①運動文書・図画届出書 (選管基準別紙 8) ②運動文書・図画
4	代議員名簿の閲覧、 写しの交付請求	役員選任規則 4 条 4 項 役員選任規則 7 条 二号	<u>6 月 5 日 (木) から</u> 提供可能 ※代議員名簿選管提出期限：告示日から 5 日以内 ※代議員の差替期限：7 日前まで	交付請求関係書類 ①代議員名簿の閲覧／写しの交付申請書 (選管基準別紙 6)
5	日政連から代議員等への選挙広報の 発送	役員選任規則 13 条 4 項	<u>6 月 6 日 (金) 予定</u> 選挙期日の 10 日前 まで	選挙広報関係書類 ①選挙広報 (選管基準別紙 2) ②略歴 ③所信 (②③は立候補届出の別紙)
6	選挙運動期限	役員選任規則 32 条 1 項	<u>6 月 19 日 (木)</u> 立候補辞退届の締切日の翌日から選挙期日の前日まで	
7	選挙期日 (投票日)	役員選任規則 2 条、3 条	<u>6 月 20 日 (金)</u> 定期大会当日	

令和7年度 日本行政書士政治連盟会長選挙実施カレンダー

5月		日数	6月		日数		
1	木	立候補予定者向け要領のホームページ掲載開始	50	1	日	19	
2	金		49	2	月	立候補届締め切り	18
3	土		48	3	火		17
4	日		47	4	水	辞退届締め切り、選挙運動文書届け出締め切り 代議員名簿の委員会への提出期限	16
5	月		46	5	木	『開票立会人推薦依頼』発信	15
6	火		45	6	金	選挙広報の発送	14
7	水		44	7	土		13
8	木		43	8	日		12
9	金		42	9	月		11
10	土		41	10	火		10
11	日		40	11	水	エリアからの『開票立会人報告』期限（事務局必着） 代議員名簿の日政連への差し替え期限	9
12	月		39	12	木		8
13	火		38	13	金		7
14	水		37	14	土		6
15	木		36	15	日		5
16	金		35	16	月		4
17	土		34	17	火		3
18	日		33	18	水		2
19	月		32	19	木	日行連総会 1日目	1
20	火		31	20	金	大会当日	0
21	水		30	21	土		
22	木		29	22	日		
23	金		28	23	月		
24	土		27	24	火		
25	日		26	25	水		
26	月		25	26	木		
27	火		24	27	金		
28	水		23	28	土		
29	木		22	29	日		
30	金	選挙の告示（選管 HP 開設）	21	30	月		
31	土		20				

選挙運動期間

【選挙管理委員会委員の立会日程一覧表】

★なお、各選挙事務に関する立会のため、選挙管理委員会の委員が次の日程で来館する予定です。

日時	来館目的
5月30日（金）午前9時～午後5時	選挙告示・立候補届出開始日
6月2日（月）午前9時～午後5時	立候補届出締切日
6月3日（火）午前9時～午後5時	立候補辞退・選挙運動文書届出受付
6月4日（水）午前9時～午後5時	立候補辞退・選挙運動文書届出受付締切日

C. 立候補届出等の要領

1. 立候補の届出について

役員選任規則（以下「規則」という。）第13条第2項に規定のとおり、5月30日（金）の選挙の告示後、6月2日（月）まで、立候補の届出を受け付けます。

立候補届に限らず、立候補辞退届、選挙運動文書・図画の届出は、原則到達主義（FAX及びメールにより届出を行った場合の原本送付につき例外あり。）によるもので、事務局執務時間（土日祝祭日をのぞく、午前9時の始業から午後5時の終業の間）内に到達することを要件とします。当日の事務局執務時間後に到達したのものについては、翌営業日に到達したものとみなします。

1) 提出書類の内容

- ① 会長立候補届（規則第15号による様式第1号）
 - ・「行政書士としての略歴」と「立候補所信」は別紙とすることができます。
- ② 会長候補者推せん届（規則第15号による様式第1の2号）
 - ・支部長印を押印した原本をご提出いただきます。
 - ・会長候補者推せん届は10支部以上必要で、1支部の推せんは1候補に限ることとされております（規則第5条）。**1支部が2候補者以上を推せんした場合、その支部の推せんは全て無効といたします。**

2) 立候補所信作成上の留意点

会長立候補届様式中の「立候補所信」欄における記述については、句読点を含む800字以内としており、字以外の絵、グラフ等は認めないこととします。また、「立候補所信」及び「氏名」「別紙」等の様式の項目等を表示する文字は字数に含まないものとします。

3) 立候補届出上の留意点

立候補の届出は、選挙管理委員会事務局へ持参する他、郵送での提出も可能（受付期間内必着）です。ただし、提出方法（持参、郵送）の別を問わず、6月2日（月）午後5時を期限とし、これに遅れた場合には一切受け付けないものとします。

日本行政書士政治連盟 選挙管理委員会（事務局）
〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-1-28 虎ノ門タワーズ[®]オフィス10F
TEL：03-6432-4334 FAX：03-6432-4335
e-mail：info@gyoseiren.jp

2. 立候補辞退の届出について

6月4日（水）まで、立候補辞退の届出を受け付けます。

提出書類は「会長立候補辞退届」だけです。提出方法や到達に関する取り扱いは1の立候補届と同様です。

3. 選挙運動文書の届出について

6月4日（水）まで、選挙運動文書の届出を受け付けます。

選挙運動文書・図画は選挙管理委員会に届け出たものについてのみ、代議員への配付等選挙運動に供することができます（規則第33条第1項）。また、届出文書・図画の写しを選挙管理委員会から他の立候補者に送付することになっております（規則第33条2項）。

1) 提出書類の内容

- ① 会長選挙運動文書・図画の届出書（選挙管理委員会運営基準別紙8）
- ② 選挙運動文書・図画

2) 選挙運動文書・図画作成上の留意点

・届出書末尾に、「1 候補者自身発行の文書・図画」「2 支持者発行の文書・図画」「3 後援会発行の文書・図画」という項目列挙があります。提出される選挙運動文書・図画の種類に応じて、抜き書きする等特定してください。

<書面方式>

- ・立候補所信と異なり、文字数制限や絵やグラフ等に対する規制はありません。
- ・提出のあった文書・図画は表示のある紙面すべてに選管受付印を押印し、紙ごとの固有番号を付してお返ししますので、それを原紙として運動文書の印刷に供していただきます。
- ・選管受付印は直径3.6cmの円形印です。紙面の余白に押印しますが、余白スペースを欠く場合は、文字や絵にかかる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
- ・カラーの文書・図画においても取り扱いは変わりません。

<電子データ方式>

（選挙広報及び選挙運動文書等の電子化）

第5条 選挙広報の様式は、別紙2による。

2 選挙広報の掲載の順序は、立候補の届出順とする。

3 委員会は告示日から選挙期日の前日までの間、本連盟ホームページ内委員会ホームページ（以下「ホームページ」という。）を開設し、次の各号に掲げる電子データを掲載することができる。

一 立候補者の氏名、生年月日、事務所、行政書士としての略歴及び行政書士会入会年月日、本連盟役員歴、所属支部名並びに支部役員等の略歴及び所信のデータファイル

二 立候補者が所信を表明する動画ファイル

三 選挙運動のための文書及び図画等のデータファイル

4 前項第二号の動画ファイルについては、その形式、データ容量、時間等に一定の制約を設けることができる。ただし当該動画ファイルを分割して掲載することはこれを妨げない。

5 運動文書等のデータファイルについては、立候補者の求めに応じ、一定回数の範囲で追加および更新を認める。

6 代議員名簿を規則第4条第2項に定める期日までに提出しない支部の、代議員に対する選挙広報の発送は、これを一括して、その所属支部に発送し、当該代議員に発送したものとみなす。

7 選挙広報発送後に代議員に変更があった場合には、当該支部が責任をもって処理し、選挙広報未受領等の異議は一切受け付けないこととする。

選挙管理委員会運営基準第5条第3項により、選挙管理委員会は、選挙管理委員会ホームページを開設し、同項一号のデータを必要に応じて掲載できるとされているほか、二号・三号のデ

ータについては候補者の求めがあった場合に掲載することができるとされております。

※なお、運動文書に使用している候補者顔写真に限り、希望により、当該ページに掲載できることとします。

候補者におかれては、以下の点につき予めご承知おきくださるようお願いいたします。

- ① データ提出の際の記録媒体は、DVD、CD、フラッシュメモリ（USB）を使用することとし、自己の所有する再生機器等で再生できることを確認の上、選挙管理委員会事務局に提出すること。
なお、動画を使用する場合は、1ファイルの録画時間（動画が完全に停止するまでの時間）を5分（300秒）までとする。
- ② ホームページへの掲載には、選挙管理委員会による内容の確認及び当該ホームページの管理・運営を行う業者による更新作業等のため、提出後2日程度を要すること。
- ③ データファイルの追加・更新は1回のみ認めることとする。提出時に内容に誤りがないか、十分に確認すること。

3) 選挙運動文書・図画届出上の留意点

- ・書面の場合は、提出期限を除き、1の「3）立候補届出上の留意点」と取り扱いを同じといたします。また、データの場合は、〆切までに上記のとおりDVD、CD、フラッシュメモリ（USB）の提出が必要となりますので、ご留意ください。
- ・選挙運動文書及びデータ等は、提出時に選挙管理委員会にて受付可否の判断をすることとなり、受付終了まで多少の時間を要します。
- ・選挙管理委員会の立会い日程については、3 ページ掲載の「選挙管理委員会委員の立会い日程一覧表」をご参照ください。
- ・なお、提出の際、書面及びデータの点検には相応の時間を要するため、締め切り間際は避け、余裕を持ってお越し下さいますようお願いいたします。

4. 代議員名簿の閲覧、写しの交付請求について

立候補の届出後、請求可能ですが、規則第4条第2による選挙管理委員会への代議員名簿の提出期限が6月4日（水）までとなっております、事実上、6月5日（木）から提供可能となります。なお、支部による代議員の差し替え期限は6月11日（水）までとなっております。

1) 提出書類の内容

大会代議員名簿の閲覧／写しの交付申請書（選挙管理委員会運営基準別紙6）

2) 選管からの写しの交付についての留意点

- ・写しの交付について請求のあった候補者には、選挙管理委員会への代議員名簿提出期限後に、紙ベースの名簿を、手交またはレターパックプラスにより速やかにお渡しいたします。（ただし手交を希望する場合には受取人は本人に限り、レターパックプラスを希望する場合には送付先は本人の事務所に限るものとし、立候補者が交付申請書提出時にレターパックプラスを同封しておくものとする。）
- ・ただし、その後の差し替えについては、日政連会長より差し替え報告があり次第、メール（パスワード付き）にて該当箇所のみデータを提供いたします。

5. 日政連から代議員等への選挙広報の発送について

立候補届出の際に提出のあった書類に基づき、選挙管理委員会は選挙広報を編集し、6月6日（金）に代議員及び単位会に発送予定です（規則第13条第4項）。

1) 選挙広報の内容

選挙管理委員会運営基準別紙2の様式に、氏名、生年月日等の所定事項を記入するとともに、立候補届出の際に提出のあった略歴及び所信を添付した文書で、立候補者ごとに調製します。

D. 選挙運動の注意事項

選挙運動にあたっては、規則等の関係諸規則を遵守のうえ、特に次の点に十分留意をし、真摯な態度をもって臨んでいただくようお願いいたします。

- 1 国民信頼の基盤の上に立つ行政書士として選挙運動にあたっては公明正大を旨として会員としての品位をけがしてはならない。(規則第31条)
- 2 候補者(「その支持者、後援会」を含む。)は、選挙運動のための文書、図画には、虚偽または他人を誹謗し、若しくは、名誉をき損するような事項を記載してはならない。なお、選挙運動は、立候補辞退届の締切日の翌日(6月5日(木))から選挙期日の前日(6月19日(木))までとする。
(規則第32条第1項)
- 3 候補者の支持者、後援会が、選挙運動のための文書、図画を発行しようとするときは、その内容等について、あらかじめ当該候補者の承認を得なければならない。当該候補者はその文書、図画について、すべての責任を負うものとする。(規則第32条第2項)
- 4 候補者(「その支持者、後援会」を含む。)は、選挙運動のための文書、図画を、発送または配付しようとするときは、告示日から5日以内(6月4日(水))に当該候補者の責任においてその文書、図画各1通を添付して、その旨を選挙管理委員会に届け出なければならない。(規則第33条第1項)
なお、選挙管理委員会に届け出た文書、図画以外の文書、図画を配付することはできない。
- 5 選挙管理委員会は、選挙運動文書、図画の届け出があったときは、すみやかに当該文書、図画の写しを他の候補者に送付する。送付を受けた候補者は、その文書、図画について、規則第32条に違反したと認めたときは、文書をもって、その事由を選挙管理委員会に申し出ることができる。(規則第33条第2項及び第3項)
- 6 選挙管理委員会は、当該候補者の規則違反事実が明らかになった場合は、次の処置をとるものとする。(選挙管理委員会運営基準第19条第2項)
 - 一 注意
 - 二 勧告
 - 三 指示
 - 四 その他の処置
- 7 X や Facebook など、選挙管理委員会ホームページ以外のインターネットを利用した選挙広報活動は認めない。

以上

参考 会長選挙立候補者用 届出等書類様式

1. 役員選任規則

- 会長立候補届 (第 15 条・様式第 1 号)
- 会長候補者推せん届 (第 15 条・様式第 1 の 2 号)
- 会長立候補辞退届 (第 16 条・様式第 2 号)

2. 選挙管理委員会運営基準

- 大会代議員名簿の写の交付申請書 (第 3 条・別紙 6)
- 会長選挙運動文書・図画の届出書 (第 18 条・別紙 8)

会長立候補届

令和 年 月 日

日本行政書士政治連盟
選挙管理委員会 御中

氏名 生年月日	
所属支部	
事務所所在地	
行政書士会 入会年月日及び年数	
行政書士としての略歴 本連盟の役員及び 委員の略歴 (支部の役員を含む。)	
立候補所信 (800字以内とする。)	
上記のとおり会長立候補を届け出ます。	
立候補者 氏名	職 印

注 略歴及び所信は、別紙とすることができる。

会長候補者推せん届

令和 年 月 日

日本行政書士政治連盟
選挙管理委員会 御中

会長候補者 氏 名 生 年 月 日	
所 属 支 部	
事務所所在地	

上記の者を会長候補者として推せんすることを届け出ます。

推 せん 支 部	支 部 名 支 部 長 事務所所在地 電 話 番 号	印*1
-------------------	---	-----

- *1 支部長印を押印してください。
- *2 重複して推せんした場合は無効となります。

会長立候補辞退届

令和 年 月 日

日本行政書士政治連盟
御中
選挙管理委員会

所属支部
事務所所在地

氏名

職
印

私儀 貴連盟会長候補者として、令和 年 月 日届け出ましたが、
一身上の都合により、立候補を辞退致します。

以上

令和 年 月 日

大会代議員名簿の^閱覧申請書
写しの交付

日本行政書士政治連盟
選挙管理委員会 御中

(候補者)

所属支部
事務所
電話

氏名

職
印

私儀、会長選挙運動のため、大会代議員名簿の^(^閱覧)写しの交付の
必要がありますので、上記のとおり申請します。

以上

会長選挙運動文書・図画の届出書

令和 年 月 日

日本行政書士政治連盟
選挙管理委員会 御 中

(会長候補者)

所属支部
事務所
電話

氏名

職印

会長候補者（その支持者、後援会を含む。）として、下記のとおり選挙運動文書・図画を送付、配付したいので、各1通を添付して、お届けします。

1. 候補者自身発行の文書・図画
2. 支持者発行の文書・図画
3. 後援会発行の文書・図画

以上